

29. (Gno.73) 高等教育に関する法と制度の比較研究 (比較高等教育法制研究会)

代表：早田 幸政

2015/02/20 (承認) 2015 年度 (開始)

【研究の目的】

日本の高等教育は、近代化の過程で諸外国をモデルと参考としつつ構築され、高度に発展してきたが、今日グローバル化を背景として、大きな法・制度の変動に直面している。そこで、本共同研究では、諸外国の高等教育に係る法と制度を比較の視点で調査研究するのみならず、教育学あるいは教育制度論といった隣接学問分野との連携により、日本の高等教育に関する法と制度の位相を明らかにし、その向上に貢献するものである。

【研究活動及び成果】

総括

本共同研究は、高等教育の質保証の国際的な通用性や透過性を確保するためのシステムと同システムを支える学生の「学習成果」の意義を考究することをその目的としている。

こうした基本目的を具体化するための研究として、本年度は、まず我が国が 2017 年 12 月に締結した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」の内容とその意義の検討を行った。その検討を基礎に、今年度は、我が国が上記地域規約を締結したことを受けて、その原点ともなっている欧州圏における経済共同体を支える一翼としても機能してきた高等教育の質保証の EU 地域規約の検討も行った。上記欧州圏の地域規約については、その成果を『比較法雑誌』に登載するとともに、web 会議を通じ関係者間でその成果の意義を共有した。このほか、米国における公共サービス分野の高度人材の育成を目的とする大学院プログラムの質保証を行っている「米国公共政策大学院協会(NASPAA)」の評価基準の規範構造の検討を「学習成果の可視化」に係る規定の考察を軸に行った。

学術雑誌

早田 幸政・堀井 祐介 訳 「[資料]欧州圏における高等教育資格の国境を越えた通用性に関する規範的枠組み」
『比較法雑誌』第 54 巻第 2 号(2020 年 9 月 30 日)

刊行物

早田 幸政 「米国公共サービス分野の専門人材養成教育の質保証と『学習成果』のアセスメント:NASPAA 評価基準の規範構造の考察を通じて」中央大学教育学研究会『教育学論集』第 63 号(2021.3)

口頭発表

2021 年 2 月 2 日 早田 幸政, 堀井 祐介 第 1 回高等教育法政研究会

「高等教育質保証のグローバリゼーションの進展と『高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約』」

2021 年 2 月 12 日 佐藤 信行, 早田 幸政 第 2 回高等教育法政研究会

「オンライン授業の質の確保のための内部質保証体制の在り方」

2021 年 2 月 18 日 早田 幸政, 堀井 祐介, 佐藤 修一郎 第 3 回高等教育法政研究会

「高等教育質保証に向けた『学習成果の可視化』の現段階」